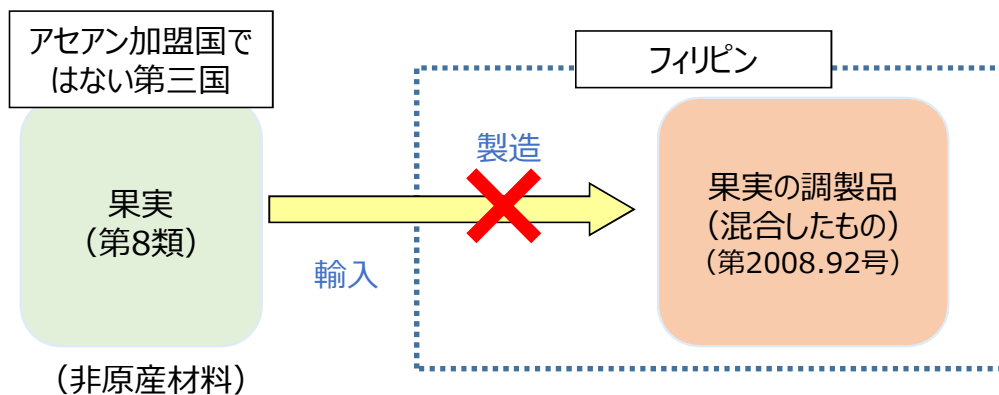


産品名	果実の調製品（混合したもの）	HS番号	第2008.92号（HS2002）
協定名	日フィリピン協定	特惠符号 （申告時の原産地証明書の記載）	C（実質的変更基準を満たす産品）
品目別規則	第2008.91号又は第2008.92号の産品への他の類の材料からの変更（第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第8類の果実を使用していることが判明。当該第8類の非原産材料は、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないことから品目別規則を満たさない。したがって、日フィリピン協定上のフィリピン原産品と認められない。		



品目別規則を満たすための要件

非原産材料の果実は、**アセアン加盟国**である第三国で収穫等されていることが必要